

いわて県民情報交流センター条例（平成17年岩手県条例第53号）第8条第2項の規定により、県民活動交流センターの附属の設備の利用料金を次のとおり承認した。

平成23年12月20日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 次の表に掲げる額

表 附属の設備の利用料金

区 分			単 位	利用料金（1回につき）	
附属の設備	ホール	照明設備	第1スポットライト	1式	2,580
			第2スポットライト	1式	3,310
			第3スポットライト	1式	3,310
			第4スポットライト	1式	3,310
			第5スポットライト	1式	3,480
			第6スポットライト	1式	1,480
			第7スポットライト	1式	1,130
			第8スポットライト	1式	1,130
			カラーフィルター	1式	190
			クセノンフォロースポットライト	1式	1,160
			プロジェクタースポットライト	1式	200
			ディスクマシーン	1式	340
			スライドキャリアマスク	1式	110
			ダブルマシン	1式	200
			リニアエフェクト	1式	280
			パターンアダプター	1式	40
			ミラーボール（丸変速型）	1式	100
			ミラーボール（楕円変速型）	1式	130
			波エフェクト	1個	70
			ステージスポットライト（1kw）	1個	210
			ステージスポットライト（0.5kw）	1個	190
			エリブソイダルスポット	1式	60
			ストリップライト	1台	90
		スモークマシーン	1式	200	
		映像設備	高輝度プロジェクター	1台	13,350
			書画カメラ	1台	780
			移動型液晶プロジェクター	1台	2,930
		舞台設備	水引幕	1枚	560
			源氏幕	1対	350
			引割幕	1対	1,820

袖幕	1 枚	390		
一文字幕 (高さ4,550mm)	1 対	840		
一文字幕 (高さ3,200mm)	1 枚	600		
バック幕	1 対	1,660		
ダメ黒幕	1 対	630		
平台	1 台	150		
箱足	1 個	10		
箱階段	1 台	220		
電動昇降式演台	1 台	1,030		
花台	1 台	190		
司会者台	1 式	840		
金屏風	1 双	2,360		
白屏風	1 双	2,360		
旗パネル	1 枚	260		
地絨 (幅18,000mm)	1 枚	990		
地絨 (幅6,000mm)	1 枚	200		
展示パネル	1 式	1,070		
ホワイトボード	1 台	60		
プログラムスタンド	1 台	120		
パンチカーペット	1 巻	250		
仮設ステージ	1 式	870		
ミーティングチェア	1 台	20		
ピアノ	1 台	13,570		
指揮者台	1 台	140		
指揮者用譜面台	1 台	70		
譜面台	1 台	70		
その他の設備	同時通訳装置	1 式	16,470	
	国際会議用テーブル	1 式	13,070	
ホール 以外の 施設	展示室	展示台 (高さ850mm)	1 台	130
		展示台 (高さ900mm)	1 台	250
		展示台 (高さ1,050mm)	1 台	310
		展示台 (高さ1,200mm)	1 台	330
		簡易式展示パネル (3連)	1 台	310
		簡易式展示パネル (4連)	1 台	400
		簡易式展示パネル (5連)	1 台	500
		昇降式自立パネル	1 台	720
		床面照明器具	1 台	30
		スポットライト	1 台	20
		可動カウンター	1 台	80

		椅子	1台	20
	スタジオ・調整室	ドラムセット	1式	680
		ギターアンプセット	1式	690
		ベースアンプセット	1式	590
		電子ピアノ	1台	290
		シンセサイザー	1台	240
		譜面台	1台	10
		丸椅子（楽器演奏用）	1脚	10
		スピーカーパワーアンプセット	1式	880
		ダイナミックマイクロホン1	1本	60
		ダイナミックマイクロホン2	1本	30
		コンデンサーマイクロホン	1本	110
		マイクスタンド（ブーム式）	1台	50
		マイクスタンド	1台	50
		ステレオヘッドホン	1台	30
	リハーサル室	ピアノ	1台	5,030
	会議室804	固定型プロジェクター	1台	5,830
	ホール・ホール以外の施設 共通	簡易スピーカーシステム	1台	210
		放送設備	1式	1,360
		コンパクトディスク・ミニディスクラ ジオカセットテープレコーダー	1台	120
		発光ダイオードスポットライト	1台	280
		ビデオ一体型デジタルディスクプレー ヤー	1台	70
		スクリーン	1台	140
		パイプ組立式スクリーン	1式	520
		移動型プロジェクター1	1台	650
		移動型プロジェクター2	1台	330
		書画カメラ1	1台	460
		書画カメラ2	1台	260
		プロジェクター・書画カメラ台	1台	160
		ノートパソコン	1台	320
		茶道具	1式	620
		展示パネル	1枚	110
		金屏風	1双	700
		リノリュウム	1枚	80
		折りたたみテーブル	1台	20
		スタッキングテーブル	1台	90
		ステージ	1台	560
	電気料	1kwまでごとに	120	

備考1 9時から12時まで、13時から17時まで又は17時30分から21時30分までの使用の場合はそれぞれ1回、9時から17時まで又は13時から21時30分までの使用の場合はそれぞれ2回、9時から21時30分までの使用の場合は3回使用したものと  
する。

2 スポットライトの利用料金については、第1スポットライトから第8スポットライトまでのいずれかのスポットライトを2列以上使用する場合に限り、徴収する。

2 利用料金の適用年月日

平成23年12月25日